

2012年度入試・既修者試験（憲法）出題趣旨

【出題趣旨と所感】

この設問は、「重要判例解説」などでも取り上げられ、新司法試験短答式問題にも採用されている「君が代伴奏拒否」事件をそのまま設問にしたものである。最高裁判決の論理が理解されていれば、解答できるはずで、それほど珍奇な問題設定ではない。

主要な憲法上の争点は、「君が代伴奏」を公立学校の音楽教師に命じた職務命令が、憲法 19 条（思想の自由）に違反するかどうかにあるので、そこを論じればよい。

（答案例）

説明の都合上、設問 2 から述べる。というのは、設問 2 は、被告 K 市側の主張、つまり職務命令は憲法に違反しないという主張をのべることになるので、合憲とした最高裁判決多数意見の論理を述べればよい。それができれば満点である。

最高裁判決多数意見は、（１）職務命令は、音楽教師にピアノ伴奏を命ずるものであって、特定の思想をもつことを強要したり、禁止したりするものでないこと、（２）公務員としては、学校行事に関する職務命令および法令に従う義務を負っていること、（３）入学式などで君が代を演奏することは学習指導要領にも記載されており、この学校でも従来からとどこおりなくピアノ伴奏がなされてきたこと、などを理由に、職務命令は、その目的・内容において合理的でないとはいえない。したがって、職務命令に違反して、なされた拒否行為に対してなされた戒告処分は違憲とはいえない。

設問 1 は、X 側の主張なので、違憲論を正面からぶつければよい。（１）職務命令は、個人の信条から君が代演奏を欲しない音楽教師にピアノ伴奏を強制的に命ずるものであって、憲法 19 条が規定する思想・良心の自由に違反する。（２）思想・良心の自由は、本来、一切の規制が許されないものである。間接的にであれ、なんらかの外面的な行為を強制する場合には、その規制目的がやむにやまれぬ公共の利益であること、規制手段が最小限度のものであることを必要とする。（３）本件についてみるに、目的は、学校行事の円滑な運営であって、「君が代」ピアノ伴奏が必要不可欠なものであるとはいえない。したがって、その規制目的がやむにやまれぬ公共の利益であるとはいえない。規制手段も、職務命令に従わない場合、戒告という将来の身分関係に大きな影響を与えかねない制裁が加えられることになり、必要最小限度とはいえない。したがって、この職務命令は憲法 19 条に違反しており、戒告処分は無効である。

これを筋にして、すこしずつ加えていけば、よいでしょう。

(感想)

1, この事件について、新聞などで読んだことはありませんか？ 新聞に載っている記事、判決要旨を見るだけでもずいぶんと理解が違うはずです。憲法は、実際の政治的な事件と関係が深いので、ぜひ新聞を読んで、どんな憲法裁判があったのか関心をもってください。

2、最高裁2007（平成19）年2月27日判決、さらに最近の最高裁2011（平成23）年5月30日判決などを一度しっかり読んでみてください。法廷意見（多数意見）だけでなく最高裁裁判官の反対意見・補足意見もぜひ読んでください。